

小委員会の設置について

〔平成 25 年 3 月 19 日
沖縄政策協議会〕

1. 米軍基地負担の軽減及び沖縄振興策に関する諸課題への対応を目的として、「沖縄政策協議会」の下に「小委員会」を設置する。
2. 小委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、関係閣僚及び沖縄県内市町村長等の出席を求めることができる。

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

外務大臣

防衛大臣

沖縄県知事

3. 小委員会は、内閣官房長官が主宰する。その他、小委員会の運営に関し必要な事項は、内閣官房長官が定める。
4. 平成 22 年 9 月 10 日に設置された「沖縄振興部会」及び「米軍基地負担軽減部会」は、廃止する。